



平成 18 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノマセマティカル  
代表者名 代表取締役社長 田中 正文  
(コード番号 3787 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役副社長 出口 真規子  
(TEL. 03 - 5798 - 3636)

### 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関する補足説明

当社は、平成 18 年 9 月 8 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、本新株予約権付社債）の発行を決議いたしました。本新株予約権付社債の発行に関し説明を求めると要望が株主、投資家の皆様から寄せられましたので、下記の通り補足説明をさせていただきます。

#### 記

当社は、「数学的手法を用いて独自に開発した革新的アルゴリズムである『DMNA』(Digital Media New Algorithm)を中核に、デジタル放送・コンテンツ分野、携帯型電子機器および車載情報機器等の様々な応用分野に対し、顧客ニーズに即した技術・製品をスムーズに提供できる体制を構築する」という中期的な事業戦略を早期に実現することを目的として、平成 18 年 9 月 8 日に第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行決議を行いました。一方、本新株予約権付社債の発行につきまして、私どもの真意を株主、投資家の皆様に充分にご理解頂けるほどの説明が不足しておりましたこと、誠に遺憾に感じております。

本新株予約権付社債発行による調達資金は、主に新規事業として本格的にスタートする「単機能 LSI 事業」に充当します。これまで、当社は「DMNA」を用い、国際標準規格に基づいた画像・音声/音響処理の高速化、高画質化、低消費電力化を実現するためのソフトウェア IP 製品、ハードウェア IP 製品の開発及びライセンス販売等を主に行ってまいりましたが、「単機能 LSI 事業」は、既存事業との親和性も高く、従前より市場の動向や当社経営資源の状況等を踏まえつつ、本格的な展開時期を模索しておりました。既存のライセンス主体の事業が堅調な成長を見せる中、当社顧客マーケットから当社製品・技術に対する一定の評価をいただけるようになったと自負しており、「単機能 LSI 事業」を本格的に展開する時期に来ていると考えます。

「単機能 LSI 事業」は、当社ハードウェアライセンス事業において製品として販売している LSI 設計資産を基に、高性能な半導体製品 (LSI) の開発・販売を行うものです。これにより、当社ハードウェアライセンス事業の潜在顧客 (当社の設計資産を用いて、独自の LSI を開発・製造・販売する半導体メーカー、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

機器メーカー等)に対し、当社製品の優位性等を検証するツールとして活用いただくことが可能になることに加え、多額のイニシャルライセンス料を負担することが難しかった少量生産の電子機器・システムを開発する顧客層に、当社の製品・技術を採用・活用いただくことが可能となります。単機能 LSI 事業の本格化により、これまでの開発資産を効率的にビジネス化し、より多くの顧客層に対して製品・技術を提供できる体制が整います。

これまでのライセンス主体の事業形態に加え、この「単機能 LSI 事業」を通じてファブレスメーカーとして半導体製品の開発・販売を行う計画であり、既存のライセンス事業と比較して、開発や製造にあたり委託先であるファウンドリー・メーカーへの支払い等運転資金として、相応の資金が必要となります。今回、当社の顧客マーケットにおける当社製品・技術に対する需要、当該事業における投資計画等を総合的に勘案し、30 億円の本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

このように今回の資金調達は、当社製品・技術に対する当社顧客マーケットからの要望が高まっていることを背景に今後の持続的かつ安定的な成長を実現するためのものであります。既存事業が堅調に成長している今が、業容の拡大を通じて既存事業の更なる成長を図るとともに当社の技術・製品を採用・活用いただける新たな顧客層を発掘し、収益の拡大を図る好機と考え、このタイミングで資金調達を実施することといたしました。

今後、持続的な成長を実現することにより、一株利益の増大を通じて株主利益の増大へ貢献していきたいと考えております。また、その他の株主還元策に関しましては、現在のところ具体的な計画はありませんが、将来的に当社の収益状況およびその他状況に応じて適宜適切に検討してまいります。

#### 「単機能 LSI 事業」について

「単機能 LSI 事業」の計画につきましては、半導体製品の開発から販売までのサイクルとして、一定の期間を要するため、今回調達を機に開発を開始する製品が本格的に収益に貢献するのは、来期からと考えております。これらの単機能 LSI 製品の売上は、販売開始から一定期間継続すると想定しており、販売する品種数の増加に伴って収益面への寄与度は増加していく見込みであります。

「単機能 LSI 事業」の事業計画値等詳細に関しましては現在精査中であり、確定次第ご報告申し上げる予定でございます。

一方、既に先行的に開発ならびに受注活動を開始している単機能 LSI 製品については、今期（平成 19 年 3 月期）における売上計上を見込んでおり、既に通期業績予想にも織り込んでおります。

#### 本資金調達手法を選択した理由

本新株予約権付社債発行による調達資金は新規事業の開始に伴う研究開発資金や運転資金に充当する予定であり、長期安定的な資本としてエクイティによる調達が望ましいと考えました。本新株予約権付社債は、発行時に資金調達が可能であるとともに、毎月転換価額が時価の一定割合に修正されること、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

かつ割当予定先である野村證券株式会社の持つ投資家層を通じて当社株式への需要を最大限活用することで、マーケットインパクトに配慮しつつ、新株予約権の行使が段階的に円滑に行われ、無理なく当社の財務基盤の強化を図ることが期待されること、等を総合的に勘案し、本資金調達手法が現時点における最良の選択肢と考え、当該スキームによる資金調達を決定いたしました。

#### 本新株予約権付社債の特徴について

毎月第4金曜日（初回の修正日は平成18年10月27日）に転換価額が修正されます。新株発行による過度な希薄化を防ぐために、下限転換価額を当初転換価額の50%としています。また、当該下限転換価額を5営業日連続で下回った場合に、本新株予約権付社債が自動的に早期償還される早期償還条項を付すことによって、下限転換価額水準での追加的な希薄化を避け、他の資本調達手段の検討を可能にしております。

上限転換価額については、過去の当社の株価水準等を総合的に勘案して、当初転換価額の200%に設定しています。

また、本新株予約権付社債には、発行者である当社に額面100円につき金101円にて早期償還を行う権利が付与されており、今回の資金調達が本来の目的を果たせないと当社が判断する状況が生じた場合には、速やかに早期償還を実施することが可能になっております。

なお、割当予定先である野村證券株式会社は本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

以上

<本新株予約権付社債発行条件の概要>

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 発行形態     | 転換社債型新株予約権付社債                                        |
| 発行方法     | 野村證券株式会社への全額割当                                       |
| 社債総額     | 30 億円                                                |
| 利率       | 0%                                                   |
| 発行価額     | 額面 100 円につき金 100 円                                   |
| 償還価額     | 額面 100 円につき金 100 円                                   |
| 発行決議日    | 平成 18 年 9 月 8 日                                      |
| 当初転換価額   | 1,340,000 円                                          |
| 割当日/払込期日 | 平成 18 年 9 月 27 日                                     |
| 償還日      | 平成 20 年 9 月 26 日                                     |
| 転換価額の修正  | 毎月第 4 金曜日（当日を含む）に先立つ 5 連続取引日の終値平均値の 90%に修正           |
| 上限転換価額   | 2,680,0000 円                                         |
| 下限転換価額   | 670,000 円                                            |
| コール条項    | 当社の選択で毎月第 2 金曜日までに事前通知すれば当該月第 4 金曜日に 101 円で繰上償還可能    |
| プット条項    | 社債権者の選択で毎月第 1 金曜日までに事前通知すれば当該月第 3 金曜日に 99 円で繰上償還請求可能 |
| 早期償還条項   | 転換期間中に下限転換価額を 5 取引日連続で下回った場合は 100 円で早期償還             |

なお、詳細は平成 18 年 9 月 8 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。